

名古屋市公報	平成30年 7月11日 第1265号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
告	示	
○ 町の区域の変更	(市経・住民課) (第421号)	2
○ 名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会委員の退任及び任命	(住都・緑都市整備事務所) (第422号)	3
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第423号)	4
○ 名古屋市大高瀬木南土地地区画整理組合の事業計画及び定款の変更認可	(住都・市街地整備課) (第424号)	5
○ 市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	(住都・都心まちづくり課) (第425号)	6
○ 市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧	(住都・都心まちづくり課) (第426号)	7
○ 名古屋市地球温暖化対策指針の一部改正について	(環境・低炭素都市推進課) (第427号)	8
○ 特定計量器定期検査の実施	(市経・消費流通課) (第428号)	9
選挙管理委員会告示		
○ 委員長職の退職について	(第4号)	11
○ 委員長選挙の結果について	(第5号)	12
○ 委員長職務代理者の指定について	(第6号)	13
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	14
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	16
雑	報	
○ 職員の懲戒処分	(上下水・総務課)	18

名古屋市告示第 421 号

町の区域の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市名東区において、平成30年 8 月 1 日から、次のとおり町の区域の変更をすることとしたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成30年 7 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

名東区神里一丁目に編入する区域

名東区猪高町大字高針字大廻間93の 1、93の 3 から93の 6 まで、99の 1、99の 3、99の 7、99の15から99の17まで及びこれらの区域に介在する道路である市有地の全部並びに名東本通 5 丁目34の 1 及び34の 2

名古屋市市民経済局地域振興部住民課

名古屋市告示第 422号

名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会委員の退任及び任命

名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会の委員が退任しましたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第57条第 4項の規定により、新たに次の委員を平成30年 7月2日付けで任命しました。

平成30年 7月2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 退任した委員

名称・氏名	事務所の所在地	1号委員又は 2号委員の別
名古屋法務局 首席登記官 片野 靖江	名古屋市中区三の丸二丁目 2番 1号	1号委員

2 新たに任命した委員

名称・氏名	事務所の所在地	1号委員又は 2号委員の別
名古屋法務局 首席登記官 金森 雅美	名古屋市中区三の丸二丁目 2番 1号	1号委員

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第 423号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項の規定に基づき、措置管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 7月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
平成30年名古屋市告示第 348号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
六価クロム化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 424号

名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更
認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の
土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更について認可しました。

平成30年 7月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市緑区倉坂1515番地

3 設立認可の年月日

平成28年 1月 6日

4 変更の内容

(1) 事業計画の変更

名古屋市緑区南大高四丁目の一部を新たに施行地区とする。

(2) 定款の変更

第 3条中「字北炭焼の各一部」を「字北炭焼及び緑区南大高四丁目の各
一部」に改める。

5 変更認可の年月日

平成30年 7月 3日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 425号

市街地再開発事業の事業計画の変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 1項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可しました。

平成30年 7月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

錦二丁目 7番地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成29年11月20日から平成34年度まで

3 施行地区

名古屋市中区錦二丁目 705番、 706番、 707番、 708番、 709番、 710番
1、 710番 2、 710番 3、 710番 4、 711番、 712番、 716番 3、 717番
1、 717番 2、 718番 1、 718番 2、 719番、 720番 1、 720番 2、 720
番 3及び 727番

4 事務所の所在地

名古屋市中区錦二丁目 7番 6号

5 設立認可の年月日

平成29年11月20日

6 事業計画の変更の認可の年月日

平成30年 7月 4日

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

名古屋市告示第 426号

市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦 覧

都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第38条第 1項の規定により、錦二丁目 7番第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可しましたので、法第38条第 2項において準用する法第19条第 4項の規定により、次のとおり一般の縦覧に供します。

平成30年 7月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

（名古屋市役所西庁舎 3階）

2 縦覧の期間

平成30年 7月 4日から法第45条第 6項又は法第 100条第 2項の公告の日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。

3 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

名古屋市告示第427号

名古屋市地球温暖化対策指針の一部改正について

名古屋市地球温暖化対策指針（平成24年名古屋市告示第184号）の一部を次のように改正します。

平成30年7月4日

名古屋市長 河 村 たかし

第7第2項第2号中「一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター」を「一般財団法人日本品質保証機構」に改める。

附 則

- 1 この指針は、告示の日から施行する。
- 2 この指針の施行の際現にこの指針による改正前の名古屋市地球温暖化対策指針の規定に基づいて提出されている地球温暖化対策実施状況書は、この指針による改正後の名古屋市地球温暖化対策指針の規定に基づいて提出されたものとみなす。

名古屋市環境局環境企画部低炭素都市推進課

名古屋市告示第 428 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成 30 年 7 月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域
千種区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
10月11日（木）	千石小学校（西正門：体育館）
10月12日（金）	田代小学校（プール敷地南門：プール入口）
10月16日（火）	千種台中学校（西正門：特別活動室）
10月18日（木）	富士見台小学校（東門：特別活動室前）
10月29日（月）	大和小学校（南門：体育館前）
10月30日（火）	東星中学校（正門：玄関前ピロティ）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条

第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市選挙管理委員会告示第 4 号

委員長職の退職について

平成30年 7 月 5 日、名古屋市選挙管理委員会委員長佐橋典一は委員長の職を退職した。

平成30年 7 月 5 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第 5 号

委員長選挙の結果について

平成30年 7 月 5 日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条の規定による委員長選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成30年 7 月 5 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

1 住 所 名古屋市守山区天子田一丁目 919 番地の 4

2 氏 名 竹 腰 公 夫

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第6号

委員長職務代理者の指定について

平成30年7月5日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第5条の規定により、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理すべき委員に次の者を指定した。

平成30年7月5日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

1 住 所 名古屋市西区比良四丁目70番地

2 氏 名 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会事務局

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 7月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ藤が丘店

名古屋市名東区藤が丘 171番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)しまむら	代表取締役 中野 正人	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 野中 正人	変更なし	平成 30年 6月 13日
2	(株)のえむ	代表取締役 池下 英治	愛知県長久 手 市 塚 田 1112番地	—	—	—	平成 27年 12月 11日
3	—	—	—	(株)肆矢花き 卸売市場	代表取締役 肆矢 勉	名古屋市中 区松原二丁 目 7番 8号	平成 28年 4月 1日
4	—	—	—	(株)デリカス イト	代表取締役 堀 富則	岐阜県大垣 市加賀野四 丁目 1番地 20	平成 18年 10月 21日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、誤記修正のため
- (2) No. 2の小売業者については、退店のため
- (3) No. 3の小売業者については、入店のため
- (4) No. 4の小売業者については、届出漏れのため

5 届出の日

平成30年 6月13日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 7月 4日から同年11月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年11月 5日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 7月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ藤が丘店

名古屋市名東区藤が丘 171番地

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
マックスバリュ 中部(株)	午前 9時00分	午前 7時00分	午後12時00分	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
店舗東側駐車場①	午前10時00分から 午後10時00分まで	午前 0時00分から 午後12時00分まで

3 変更の日

平成30年 7月16日

4 変更する理由

来店客の利便性向上のため

5 届出の日

平成30年 6月13日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

名東区役所情報コーナー及び守山区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 7月 4日から同年11月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年11月 5日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成30年 7月 4日懲戒処分に付した。

平成30年 7月 4日

名古屋市上下水道局長 宮村 喜明

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
上下水道局 業務技師	停職 6月	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号